

ウォーターサーバー廃棄について

2025年4月
JDSA サーバー委員会
座長 守本和正

現在協会会員が採用されているウォーターサーバーの冷水回路に使用されている冷媒ガスには代替フロン R134a (1, 1, 1, 2 テトラフルオロエタン) が使用されているケースが多く、その廃棄はフロンの回収、破壊のできる産業廃棄物処理事業者にて、適正に処理されていることと存じます。

先般、環境省地球温暖化対策室フロン対策室より当協会サーバー委員会にウォーターサーバー廃棄の現状についてのヒアリングがあり、廃棄の状況などについて回答させていただきましたが、その際に、廃棄を依頼されている産廃業者に対して以下周知いただきたいとの要請がありました。

- ウォーターサーバーはフロン排出抑制法における第一種特定製品には該当しない。
- ウォーターサーバーはフロン排出抑制法の充填量・回収量報告の対象機器に該当しない。
- したがって廃棄業者はフロン排出抑制法の充填量・回収量報告のために、ウォーターサーバーのフロン回収実績を都道府県に報告する必要はない。

以上



一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会

Japan Delivery Water & Server Association